

(平成21年10月15日講演)



証券検査を巡る最近の動向

証券取引等監視委員会 事務局
証券検査課長

其田 修一

はじめに

ただいまご紹介いただきました其田と申します。本日はお忙しい中、大変たくさんの方にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今日は「証券検査を巡る最近の動向」という演題で、お話をさせていただきます。

〈目次〉

はじめに

I. 証券検査に関する基本指針
(H21.6.29改正)

II. 平成21年度証券検査基本方針
(H21.4.24)

III. 最近の検査指摘事例

I. 証券検査に関する基本指針 (H21.6.29改正)

昨年(平成20年)の今頃に、当資本市場研究会の講演会で私の前任の黒澤証券検査課長が同じようなタイトルでお話をさせていただきましたが、今日の話は、そのフォローアップ的な内容が主となっています。その際、黒澤前課長より申し上げたとおり、昨年の9月に証券検査の「業務点検プロジェクト」という名の下に、証券検査の手続き、やり方を全面的に見直す取組みを始め、昨年12月に意見が集約された予告制の試行的導入等の事項については公表しています。

さらに、今年(平成21年)の6月に、「業務点検プロジェクト」における議論を踏まえ、私どもの検査の手続きを記載している「証券検査に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を全面的に見直しまして、今後の

証券検査はこういうふうにやりますというものをご示しています。まず、これを中心にして、証券検査の基本的な考え方や手法について、皆さんにご紹介したいと思えます。

まず、なぜ「基本方針」の見直しをしたのかということですが、これは「業務点検プロジェクト」の問題意識でもあります。

この点でまず挙げられることは、従来は証券会社、投信会社、投資顧問会社、証券業務をされている登録金融機関等が主であった我々の検査対象が、最近、多様化、拡大しているということがあります。

典型的なのは、集団投資スキーム、いわゆる「ファンド」です。これは平成19年9月の金融商品取引法(以下「金商法」という。)施行で、新たに当局の監督対象になりました。ファンドというのは、基本的に人からお金を集めて、それを何かに投資して、その収益で配当する。この3要素があれば、ファンドと位置付けられ、これを自己募集する業者は金商法に基づく登録が必要となりました。

また、来年(平成22年)の春頃には、信用格付会社も金商法に基づき登録制が導入され、当局の検査、監督の対象となることが想定されています。その背後には、世界的金融危機の引き金となった証券化商品の問題があり、この証券化商品をはじめとする信用格付が果たして適切に行われていたのかという問題意識が、世界各国の監督当局の間で強まっ

てきたという流れがあります。

この信用格付会社の検査も証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が行うという方向になっていますが、信用格付会社の検査というのは、今まで我々がやってきた検査とはかなり毛色が違うものになります。

こうした検査対象の多様化、拡大に伴い、検査対象数も非常に増えてきました。先ほど申しましたファンドは、一般投資家向けのファンドを取り扱う業者(登録制)が約800社あるほか、より規制が少ない、プロ向けに募集するファンド(届出制)が約4,000社あります。これらだけでも5,000社弱の業者が検査対象に加わったことになります。このように検査対象の質と量両面において拡大が進んでいます。

しかしながら、一方で、我々のマンパワーは限られているという現実があります。そこで、効率的な検査の実施ということが大きな課題となってきます。我々の検査の効率性を高めるためには今までのやり方を見直しが必要というのが、基本指針の見直しを行った理由の1つです。

もう1つの理由は、今回のグローバルな金融危機の監督当局に対する教訓の1つとして、グローバルに活動する投資銀行、証券会社、あるいは商業銀行において「リスク管理は果たして適切に行われていたのか」という問題が浮かび上がってきたことが挙げられま

す。世界各国の市場で多数の顧客を相手に取引をしている業者が、経営危機に類した場合、世界の金融市場に大きな混乱を招き、システミック・リスクの顕在化につながる可能性があります。こうした業者の「リスク管理態勢」の整備状況の検証の必要性が、以前よりも高まってきたというのが、世界各国の当局に共通する問題意識です。こうした問題意識から、今までの我々の検査のやり方を見直しているというのが、2つめの理由です。

主に今申し上げたような2つの問題意識から、証券検査のあり方について、見直しをした結果がこの「基本指針」です。

証券検査の目的

最初に、証券検査の目的について述べます。

目的の1番目は、「取引の公正確保及び業者のリスク管理態勢の適切性確保」です。取引の公正確保というのは、私ども証券監視委が平成4年に設立された際の目的でした。市場仲介者たる業者が法令に準拠した業務を行っているか、あるいは取引所等の自主規制規則に則って業務を行っているかを検証すること、これが我々の検査で一番重要な目的である「取引の公正確保」です。

ここに新しい要素として「業者のリスク管理態勢の適切性確保」が加わりました。これは、検査においてはルール違反そのものの指摘に止まらず、個々の事象の背後にある「リスク管理態勢」の適切性を検証していくとい

う問題意識です。証券監視委の検査は、設立の経緯からしてルール違反の指摘という問題摘発型の検査からスタートしたのは自然な流れでした。一方で、ルール違反をなくすというのが最終的な目的であるならば、ルール違反の背後にある「リスク管理態勢」が適切にできているかを検証するというのも当然の帰結となります。

このように「取引の公正確保」と「リスク管理態勢の適切性確保」は、2つの異なる目的ではなく、相互補完的なものと考えています。

2番目は、「業者に対し、適切な内部管理態勢・リスク管理態勢の構築を促す」ことです。ここでは、「内部管理態勢」と「リスク管理態勢」を使い分けていますが、「内部管理態勢」は「法令等遵守態勢」と読み替えていただいても結構です。

「法令等遵守態勢」や「リスク管理態勢」については、当局が理想型を示すことはできません。というのは、特に証券業界は、業者によって規模もビジネスモデルも相当違ってきます。グローバルに活動している投資銀行もあれば、株のプロローカーに徹しているところ、投資信託の募集しかやらないところなど、同じ証券会社でもやっている業務は大きく異なっており、銀行に比べて証券会社というのは、非常に多様性を含んだ概念となっています。

このため、各業者において、自らの規模、特性に見合った「内部管理態勢」、「リスク管

理態勢」を主体的に作り上げていく必要があります。我々は、業者に対して、「こういうところに問題がありますよ」という指摘をす、それをきっかけとして、各業者において、それぞれの規模、ビジネスモデルに合った管理態勢を構築するように仕向けることが検査の目的となります。

3番目は、「業者に対し、ゲート・キーパーとしての自覚を促す」ことです。証券会社は、自分自身がマーケットの参加者である一方で、顧客の取引の情報をスクリーニングする門番の立場にあります。何者かが市場において不適切な取引を行おうとする時、その第1次情報をキャッチするのは証券会社ということが多くあります。

具体的には、引受審査や売買審査、あるいは反社会的勢力の排除といった分野が想定されますが、証券会社等はこれらの機能を通じて、市場におけるルール違反行為を入口でチェックする「ゲート・キーパー」としての役割をしっかりと果たしていただくことが期待されます。「ゲート・キーパー」としての機能が適切に発揮されているかどうかを検査で検証することにより、業者に対して自らに期待されている役割についての自覚を促す、これが3つ目の目的となります。

証券検査の方法

次に、証券検査の方法に関する基本的原則を4点ご説明します。

まず第一が「双方向の対話」です。これは、先に金融検査で導入された原則ですが、検査というのは検査官の意見の押し付けではいけないということです。検査された側が指摘に納得していない場合、改善へのインセンティブが働かない、あるいは検査官のいったところだけ直しておけばいいとして、背後にある態勢上の問題に手を付けない。その結果、次回検査で、また同じようなことが指摘されてしまうという悪循環に陥ってしまいます。

検査の過程においては、業者の方も十分に意見を主張する、同時に検査官も反論、意見に十分に耳を傾けるということを検査官には徹底しています。また、検査結果を我々の部内でまとめ上げていく過程では、検査班の主張に対して、証券会社がどういう反論をしているか、必ず報告を受けることにしています。その結果、証券会社側の意見が適当とされるケースも出てきます。

我々としても検査を受ける側の皆さんにどんどん意見を聞いていただくことが検査のレベルアップにつながると思っています。これが「双方向の対話」です。

第二は、「内部管理態勢等に責任を有する経営陣の認識の把握に注力」することです。これは、最終的には経営トップの方に検査結果について、しっかりと認識を持っていただくことが大事だということです。検査官が検査中にやりとりするのは、担当の部長や役員さんのレベルが多いと思います。日々のやり

とりは経営トップの方に報告されていると思いますが、中には検査班の指摘のニュアンスがうまく伝わっていないケースがあるかもしれません。

このため、私どもは、臨店検査の最後に「エグジット・ミーティング」という形で検査班の主任から経営トップの方に、今回の検査においては、「こういう問題点が認められました」という最終確認をさせていただくことにしています。

また、これとは別に、経営トップの方が、会社の内部管理やリスク管理の現状についてどういうふうに認識されているかということ、検査の冒頭にヒアリングさせていただいております。このように、検査においては、内部管理態勢等に責任を有するトップの方とお話する機会をできるだけ増やそうと考えています。この点は後で詳しく申し上げます。

第三は、「全体を鳥瞰し、重大な問題を把握」することです。これは、重箱の隅を突っつくのではなく、今、検査対象の業者で重大な問題を抱えている分野を特定し、そこにスポットを当てて検査をしていこうということです。

最近、ヒューマン・エラーや形式的なルール違反等を取り上げて、そこに時間を費やすということはないで、「指摘に値するような、重大な問題についてしっかり議論してこよう」という意識で検査を実施するようにしています。

第四は、「証券監督行政と十分に連携」することです。検査で指摘されたことが、監督部門の指導と違う、ということでは、検査を受ける側が混乱してしまいます。このため検査中に、例えば法令適用に関する問題等が生じたときは、監督部局としっかり連携して、処理をしていくことにしています。

その他（検査運営上の事項）

次は、手続き的な事項をいくつか説明します。

まず、「予告検査の試行的導入」です。基本的に私どもの検査は、無予告で行っており、この方針を変更する訳ではありませんが、予告検査も一部やってみようということです。

今のところ想定しているのは、先ほど申しましたリスク管理態勢にスポットを当てていく検査で、リスク管理態勢を重点的に見ていく必要度の高いグローバルに活動している証券会社を対象として考えています。こうした検査においては、あらかじめ予告をして準備期間を置き、その間に会社に資料の用意等をしていただくとともに、検査班も必要な準備を行う、というやり方です。

次に、「経営陣との意見交換」です。先ほど申しましたけれども、現在は、検査期間中少なくとも2回、主任検査官と経営トップとの意見交換を行うことにしています。1回目は検査の冒頭を実施します。この目的は、経営トップの方に、会社の現状、特に内部管理

態勢とか、リスク管理態勢の現状についての認識を伺った上で、検査に入っていくということです。「全く問題ない」といい切る方もいれば、「当社は今、業容を急拡大しており、管理面が追いついていない。しかしながら問題点は認識しており、今こういう手を打っている」ということをおっしゃる方もいらっしゃいます。

これを聞いておくことの意味ですが、その後の検査で、問題点が出てきた際、その問題点について、既にトップが十分認識されている、「今、改善策を講じている最中です」ということであれば、その改善策が適切なものである限り、検査で厳しい指摘をする必要はないということになります。

一方で、全く問題が把握されていない場合は、「問題点を把握する態勢が構築されていない」ということになり、指摘の仕方も厳しくなってくるということです。

2回目は立入検査の終了の時点での「エグジット・ミーティング」です。これは検査における問題点、具体的には整理表という書面で確認することになってはいますが、それらについて、経営トップの方としっかり確認してくる。これが「エグジット・ミーティング」の目的です。

最低この2回は意見交換をするということにしていますが、これ以外にも、検査会場にきて非常にフランクにお話してくださる社長さんもいらっしゃいます。検査官と経営トップ

との意見交換の機会が増えることは、検査運営上も好ましいことと考えています。

次に、「検査プロセスの説明」ですが、特に初回検査、今まで検査を経験したことのない会社にとっては重要な点です。検査がどういうふうに進んでいくのか、その全体像をご説明することで、検査を受ける側も検査対応の心構えができてきます。また、この後申し上げます「検査モニター制度」や、「意見申出制度」についても、事前にしっかり説明しておくということです。

それから、「資料作成負担の軽減」。これも、前々から検査を受ける側の方からご要望をいただいた点ですが、検査のための資料作成をできるだけなくして、既存の資料を見せていただくというやり方で、検査を進めていくということです。以前は資料作成のためかなりの労力を費やしたということもあったかと思いますが、最近、資料の作成依頼は、ほとんどなくなったといってもよいと思います。また、「提出依頼の一元化」というのは、特に小規模の会社の方からよくいわれることで、何人かの検査官が資料の提出を依頼しても、担当者は1人ということがよくあるので、資料を発注する担当者を一元化し、なるべく皆さんの負担を軽減しようというものです。

次に、「検査モニター制度」です。これは、検査班のパフォーマンス・チェックのことで、検査の途中、大体終盤の時点で私あるいは私の上司といった検査班以外の人間が出か

けて行きまして、経営トップの方からお話を伺います。その内容は、「検査官がそちらのお話をよく聞いて検査をしていますか」とか、「資料作成の負担が大きくないですか」、「検査官の対応に問題はないですか」というようなもので、もし検査官が会社の言い分を全く聞いていないということであれば、すぐに検査官に対して、改善の指導を行うといった対応をすることになります。

ちなみに、ここで何かお伺いしたことが、後で検査を受ける側に不利になることは全くありません。「検査モニター制度」とは、「何をいつにいただいても結構です」という制度です。

しかしながら、どうしても、表立ってはいにくいという方もいらっしゃるようですので、アンケート方式も併用し、アンケートに書いて、後で出してもらおうという制度を追加しています。

我々が検査の質の向上を図っていく上で、こういうところで寄せられる意見は非常に役立ちます。検査モニターの際には、どんどん意見をいつにいただきたいと思います。

次は、「講評の実施」です。先ほど申し上げた「エグジット・ミーティング」は立入終了時に検査班限りの意見として、検査で認められた問題点を確認するためのものです。講評になりますと、証券監視委内部で指摘事項について検討を行った結果を反映したのとなり、検査結果通知にほぼ近い表現になりま

す。ある問題について、「こういう指摘をします」あるいは、「こういう法令違反が認められました」といった形になります。

講評の内容に納得できないという場合のために「意見申出制度」があります。意見申出についてはフォーマットがあって、検査班の意見と会社側の意見と並べて書いて、証券監視委の事務局長あてに出していただくことになっています。お出しいただいたものについては、証券監視委の全く別のセクションにいる人間が内容を審査して、どちらが正しいかを判定するという手続きに入っていきます。判定の結果は、検査結果通知の中に織り込んでお知らせすることになります。

意見申出の結果ですが、今まで出していた中では、会社の意見のほうが正しいとされたケースもあります。どうしても検査班の主張に納得できない場合はこうした手段があるということです。

次に、「検査結果通知」ですが、最終的に文書で検査の結果をお渡しして、検査が終了ということになります。検査結果通知は立入検査が終了した後、3か月以内を目途にお渡しするようにしています。記憶の新しいうちにお渡しして、なるべく早く問題点の改善に着手していただくよう努めています。

最後に「検査結果の公表」があります。四半期ごとに会社名を伏せた形にして、検査における主な指摘事項を証券監視委のホームページに載せています。他社の検査でどうい

指摘がなされているかが分かりますので、特にコンプライアンス部門の方々には参考にしていただきたいと思います。

II. 平成21年度証券検査基本方針 (H21.4.24)

基本的考え方～「効率的」かつ「効果的」な検査実施

次に、21年度の「証券検査基本方針」を簡単に説明します。これは毎年度公表しているもので、今年度の検査の重点事項等をお示しているものです。

基本的考え方ということで、「効率的」かつ「効果的」な検査実施と書いてあります。「効率的」と「効果的」は似た言葉ですけれども、ここで「効率的」というのは、業者による自己改善努力を活かし、これを補完するような検査という意味で使っています。これは今までは、あまり言ってこなかった考え方かと思います。基本的に内部管理態勢、リスク管理態勢を改善、向上させていくのは、会社の自己改善努力以外にありません。我々の検査はせいぜい2～3年に1回しか入れません。皆さんの日々の業務の1つ1つを見ることは不可能です。したがって、業者のセルフチェックが大事ということになります。

ここから、態勢面の検証の必要性が出てきます。法令等遵守態勢やリスク管理態勢がちゃんとできていれば、セルフチェックが機能

するということになります。こうした観点からは、内部監査の機能、コンプライアンス部門のチェック機能が非常に重要になってきます。これらの部門が十分機能しているかどうかは1つのチェックポイントになります。

それから、「効果的」というのは、内部管理態勢の持続的な改善に結び付くような検査という意味で用いています。個別の業務ミスや形式的な法令違反のようなものを指摘して、相手方も「わかりました。そこは直しておきます。」で、検査が終わってはいけないと思っています。やはり背後にある内部管理態勢の問題点を指摘し、その改善が図られる。ここまでやってはじめて、検査の効果は持続的なものになるのです。

「効率的」かつ「効果的」な検査と口でいうのは簡単ですが、実行するのは、なかなか難しいことであります。以下、4つの事項を挙げました。

1番目は、「法令違反行為の検証を基本としつつ、業者の規模・特性を勘案し、背景にある内部管理態勢にも着目」。これは既に述べました。

2番目は、「リスクに基づいた検査対象先の選定、重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検査実施」。ここでは2つのことをいっています。検査対象先の選定をリスクに基づいて行うというのは、前回検査からのインターバルだけではなく、今一番検査に入る必要性が高いところはどこかという考え方で

検査計画を作っていこうということです。

我々のところには多くの市場関連情報や顧客からの情報などが集まってきます。そういうものを分析して、次の検査はここに行く必要がある、と判断し、検査計画を作っていきます。したがって、インターバルで機械的に検査の順番が決まるということにはなりません。

もう1つは既に述べたように、個別業者の検査においても重要なリスクに焦点を当てているということです。我々の資源は限られているので、全社について、全ての業務を同じ深度で見るという訳にはいきません。このため、事前準備の段階で検査の重点事項を設定し、それらを重点的に検証してくることにしています。

3番目は先ほど申しました「双方向の対話」です。

4番目は、「検査の透明性・予測可能性の向上」ということで、具体的には検査マニュアルの見直し等をやっていこうということです。例えば法令が変わったり、あるいは新しい検査対象が加わったときは、検査マニュアルの見直しや作成を行い、それをパブリック・コメントに付した後改正するという手順を踏むことにしています。この点については、信用格付会社が来年4月から私どもの検査対象に加わる見込みとなっているので、検査マニュアルの作成作業を始めたところです。

平成21年度検査実施方針

次に「検査実施方針」ですが、5つのポイントを挙げています。

1番目が、「リスクに基づいた密度の濃い検査」。これは今申しましたので省略します。

2番目は、「関係部局との連携強化」です。金融庁検査局との連携ということでは、「コングロマリット検査」という形で、同じグループの銀行と証券会社に両者が同時に検査に入るということを行っています。

これにより例えば、銀行・証券間のファイア・ウォール規制が見直され、利益相反の管理や顧客情報の取扱いに関する利益相反管理態勢の構築が求められるようになりましたが、同時検査によりこうした点を銀行と証券の両方から検証することが可能になるというメリットが考えられます。

また、グループ全体のリスク管理態勢について実効性の伴う検証が行えるようになるという利点もあるでしょう。これが、第一の「検査局との連携強化」です。

第二は「自主規制機関との連携」です。東京証券取引所や日本証券業協会や投資信託協会は、それぞれ監査機能を有しています。その内容は、我々の検査と全く一緒ということではありませんが、かなり重なっている部分があります。これらの組織との間で検査、監査に関する意見交換を行い、問題意識を共有していこうというのが、「自主規制機関との連携」です。

3番目は、「信用格付業者の検査への対応」ということで、先ほど申し上げたとおりです。

4番目は、「業者の自助努力の検証」です。これは先ほど申しましたように、各業者がそれぞれの規模やビジネスモデルに合った内部管理態勢、リスク管理態勢を整備しているかを検証するということです。これは単に規定が整っているかどうかということではありません。中には、規定ができていても、全くそれが実行されていないケースがあります。規定を作ることが自己目的化しているわけです。一方で10人程度の小規模で業務も限られている会社に、何でもかんでも規定を作れというのは、非現実的で全く過大な要求ということになります。要は内部管理態勢が実効性を伴ったものとなっているかということなのです。

5番目は、「グループ一体型検査」です。先ほど「コングロマリット検査」を説明しましたが、ここでいう「グループ一体型検査」というのは、同一グループに証券会社や投信会社や投資顧問会社がある場合に、検査の効率性等の観点から同時に検査に入るということを想定しています。ただし、同一グループについては必ず同時に検査に着手するというのではなく、検査計画の都合等により、同時の時もあれば、時期がずれることもあります。

重点検証分野

「重点検証分野」として、8項目を挙げました。

1番目が、「市場仲介機能に係る検証」です。これには市場仲介者に期待される役割、先ほど申し上げた「ゲート・キーパー」的な役割の遂行状況も含まれており、売買審査、引受審査や反社会的勢力への取組み等の検証が入ってきます。

2番目は、先ほど申しました「リスク管理態勢の検証」です。

3番目は、「法人関係情報の管理態勢に係る検証」です。最近の検査結果を見ると、これが意外とできていないという印象があります。インサイダー取引規制が導入されてからかなり年月が経っており、各社においては社内規制や売買審査体制が整備されていると思えますが、最近はそれが規定どおりに行われていない例が見られます。証券会社や投資運用業者においては、日常業務の中で法人関係情報を入手することが多いのですが、それを悪用して利益を得るといった事例も残念ながらまだあるようです。法人関係情報の管理態勢については、引き続き重点的に見ていくことにしています。

4番目に、投資運用業者の検査については、忠実義務、善管注意義務の履行状況が重要な観点になります。特にリートでは、利害関係者から資産を取得するようなケースが多いので、そのプロセスにおいて善管注意義務や利

益相反の防止等ができていくかどうかという問題があります。

5番目は、「価格形成の問題」です。これは、証券監視委の別のセクションが担当した事例ですが、最近、いわゆる大学生の投資サークルによる相場操縦行為が摘発されました。これまでは相場操縦という、いわゆる仕手筋の集団によるものというイメージでしたが、最近ではネット取引で個人が相場操縦を行う時代に入ってきたということです。そういう状況も踏まえ、市場における公正な価格形成を阻害するおそれのある行為、そして業者においてそれらの行為をチェックする売買管理態勢について検証を行うことにしています。

6番目は、「投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証」です。例えば高齢者をターゲットとして投信の頻繁な乗換えをさせているとか、あるいは広告表示が非常に紛らわしい、説明すべきことを説明していないなどの事例が未だに見受けられます。顧客を犠牲にする、顧客に不利益を被らせる営業に対しては、厳しく対応していく必要があると考えています。

7番目は「自主規制機関の機能発揮状況」ですが、説明は省略します。

8番目は、「新たな検査対象先・金融商品に係る検証」です。先ほど申しましたファンドの検査につきましては、今年度から本格的に取り組んでいます。ファンドというのは、

比較的簡単に仕組めるため、多種多様なファンドが多数存在しています。ヘッジファンドから、競馬ファンド、映画制作ファンド、さらにラーメンチェーン店に投資するファンドなど、いろいろあります。モンゴルの鉱山開発に用いるリース物件の重機に投資するファンドや海外のホテルに置くリースの空調機に投資するファンドというものもあります。最後に申し上げた2つは、今年検査を行い、金融庁に行政処分を求める勧告を行った事例です。

おそらく大半のファンド業者は法令に即した営業を行っていると思いますが、膨大な数のファンド業者の中には、不適正な営業を行っている業者が存在する可能性があります。

投資家保護の観点から問題のあるファンド業者については、我々としても厳正に対処していく必要があると考えています。

それから、金融商品も新しいものが出てきています。CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）や、最近ではCFD（コントラクト・フォー・ディファレンス＝差金決済取引）も取扱業者が国内に7～8社ある状況です。こういう新たな金融商品についても、今後は目を配っていかなければいけないと思っています。

（資料）平成21年度検査計画

区分	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (計画)
第1種金業者等 (うち監視委)	126 (20)	170 (30)	142 (19)	130 (20)
(〃財務局)	(106)	(140)	(123)	(110)
投資運用業者・ 投資助言業者等	58	57	80	65

平成21年度検査計画

（資料）をご覧ください。21年度検査計画を示したものです。昨年度までの数字は実績ベースです。「第1種金業者等」というのは、証券会社やFX業者それから登録金融機関が含まれます。そのうち、今年は130社くらいの検査を考えています。

このうち証券監視委が実施するのが20社程度で、財務局が110社程度です。この数字は、一応の目安くらいに考えていただければと思います。

それから、投資運用業者と投資助言業者については、トータルで65社くらいの検査を実施したいと考えています。これもおよその数字です。

ちなみにこれは着手ベースです。検査は着手して始まり、検査結果通知をお渡しして終わりということになるので、それまでの間はずっと検査中という形になります。その年度に着手した検査が年度内に終わらないというケースがありますので、着手ベースの数字と終了ベースの数字は変わってきます。

Ⅲ. 最近の検査指摘事例

最後に、最近の検査指摘事例です。お配りしている資料は証券会社の分だけで、さらに勧告したものだけを切り取ってききましたので、ほんの一部とご理解ください。先ほど申し上げましたように、証券監視委のホームページをご覧ください。過去2年間の事例が載っています。なるべく皆さんに使いやすいようにしようということで、いろいろご意見を頂戴いたしまして、今まではPDFでしか掲載していなかったのですが、次回からエクセルでも公表することにしました。例えば自分の業態だけを切り取るとか、並べ方を法律の条文ごとにするとか、皆さんで、いろいろ加工ができるようになります。

この検査指摘事例の公表は、業者の皆さんのセルフチェックの水準向上の手助けになればという考えに基づき行っています。検査に行く度に同じような指摘をするのは、いかにも非効率です。どこか1つの会社である問題

が見つかったら、それを皆さんにお知らせして、皆さんのほうで、こういうことが問題になるのだということを認識していただき、改善策を採るとするのが理想的な形です。こういう情報発信には、さらに力を入れていきたいと考えています。

検査モニターなどの際に、内部監査部門の方とか、コンプライアンス部門の方とよくお話をさせていただきますが、内部監査やコンプライアンスというのは、収益に直接結び付かないことから、社内での発言権が弱いという例もままあり、非常に苦労されている方もいらっしゃるようです。内部監査部門やコンプライアンス部門といったセクションが、会社の中で評価され、十分に機能を発揮されることを我々も期待しています。こうした情報発信のように内部監査やコンプライアンス部門の方々の仕事を後押しするようなこともできるだけやっていきたいと思っています。

証券会社だけの話になりますが、最近の検査指摘事例で目立ったものを最後に説明します。

内部管理態勢

先ほど触れた法人関係情報の管理態勢に関する指摘が多いようです。規定やシステムが、実際に機能しているかというところがポイントです。

次に、売買審査態勢です。株価形成に関する売買審査に比し、内部者取引に関する審査

は、適切に実施されていないケースが多いように見受けられます。

システムリスク管理態勢

これはネット專業会社やFX專業会社の事例が多いのですが、最近ではシステムを外部委託している例が多くなっています。それに伴い、障害時の対応まで全て外部委託先任せになっていて、その委託先が適切に対応していない、また、その状況を業者が把握していないという事例があります。対応は委託できても、責任は業者に残ります。システムリスクの管理の主体はあくまで業者になりますので、当事者意識を持って管理態勢を整備していただきたいと思っています。

顧客管理態勢

本人確認の問題で、例えばネット証券会社と同じIPアドレスの口座があるのに、本人確認をきちんとやっていないという問題や顧客情報の管理がルーズになっている事例が散見されます。

販売・勧誘態勢

最後に、「販売・勧誘態勢」です。虚偽の表示、誤解を招くような表示として投信の2つの商品の間で、名目利回りが高いほうに乗換えを勧めた。しかしながら、その他のコストを考えると、実際には引き続き保有していたほうが有利だったという事例がありました。

以上、駆け足になりましたが、具体的事例については、ぜひ証券監視委のホームページをご覧ください。

時間が参りましたので、説明はここまでということにさせていただきますと思います。

ご清聴いただきどうもありがとうございました。

(本稿は当研究会主催による講演会における講演の要旨である。構成：丸岡 明)